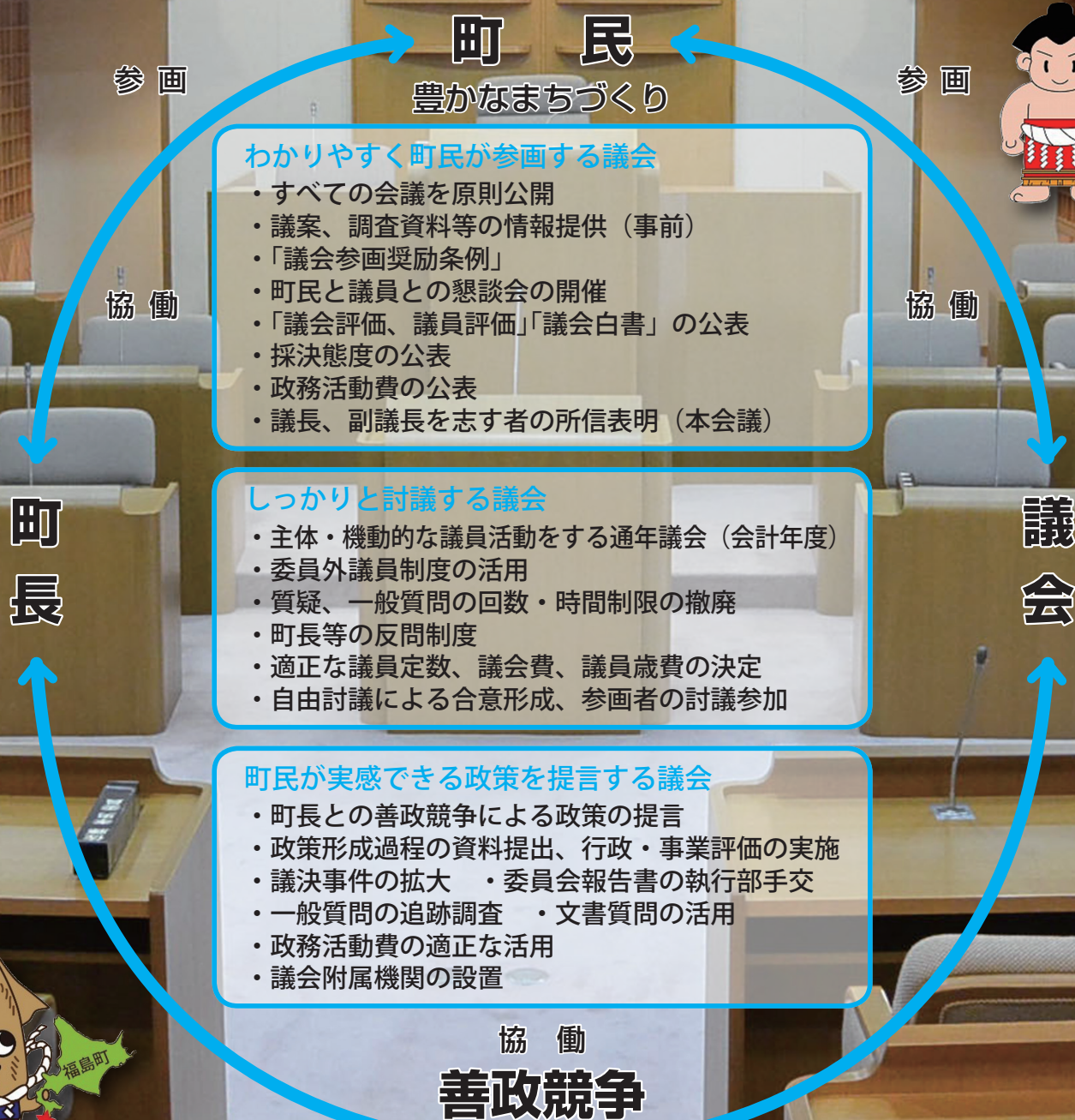
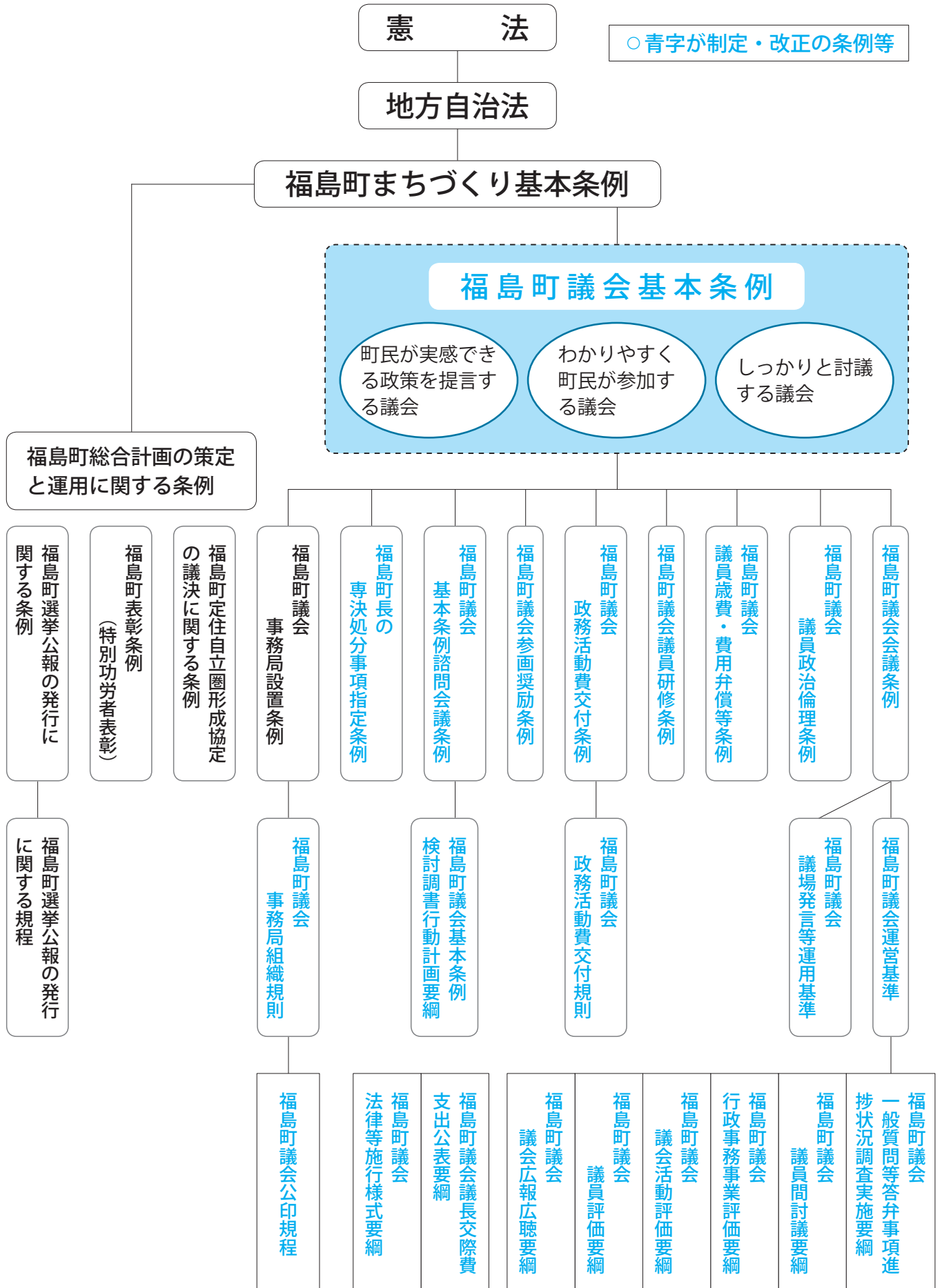


議会基本条例施行10年 議会改革の実践を条例に反映

議会基本条例「協働・参画」のイメージ図



福島町議会基本条例と関連条例等の関係図



千代丸君とするめ〜に

今回の議会基本条例の改正の内容を教えてくださいました。



ねえねえ、千代丸君、議会基本条例ってな〜に？



議会の在り方を町民に対して宣言するもので、議会の「最高規範」なんだよ!!
規範っていうのはね、何をしなければならないか、何をしてはいけないかというルールのことだよ。

どうして変えることにしたの？

条例ができてから10年がたったんだよ、それでね、※1今まで取り組んできたことが条例に入っていないし、もっと議会としてできることがあるから変えることにしたんだよ。
変えようとした目的は、大きく7つあるんだよ。

基本条例のどんなところが変わったの？

全部で28条あるんだけど、すべての条文で分かりづらいことばの整理をしたんだよ。
変えようとした目的は、大きく7つあるんだよ。

- 1 既に実施していて、基本条例に盛り込むべき事項の追加等
- 2 住民に、「傍聴・参加」ではなく、「参画」を促す意識を持って改正
- 3 「不当要求行為等を防止する条例」から「政治倫理条例」に拡充するための改正
- 4 議決事件（町民憲章・宣言、友好市町村締結、町花・町木）の追加
- 5 文書質問関連資料の請求の明記
- 6 専門的知見・公聴会・参考人制度の活用の明記
- 7 「条例のづくり」条項の削除

次のページに議会基本条例の改正内容が記載してあるから、読んでみてね。
変わったところを太字下線にしてあるからね。



へえ〜
変えるの大変
だったんだね。

※1

今まで取り組んできたことは、いっぱいあるけど主なものは次のとおりだよ。

- ・町民に対する議会評価、議員評価の公表
- ・一般質問等答弁事項進捗状況調査（追跡調査）
- ・議会独自の事務事業評価の公表
- ・事務局職員人事の事前協議
- ・所管事務調査報告書等の行政への手交



千代丸君に主要な改正条項を教えてくださいました。
議会基本条例の全文は、議会ホームページをご覧ください。



7つの改正目的のうち、主な条文を説明するね。 どすこい!!

◎ 既に実施していて、基本条例に盛り込むべき事項の追加等

(町民参画・町民との協働)

第7条第6項 議会は、町民に対し、議会評価、各議員の選挙公報・議員評価等において、公約の実現性、議案等に対する議員個々の採決態度を議会広報で公表する等、議員の活動を的確に評価ができる情報を提供する。

(町長等と議会・議員の関係)

第8条第5項 本会議等における議員の一般質問、議案審議における町長等の答弁について、その後の対応を調査して公表する。必要な事項は、福島町議会一般質問等答弁事項進捗状況調査実施要綱（平成26年議会要綱第1号）で定める。

(町長による政策形成過程等の説明)

第9条第1項第7号 政策等の予算額の積算根拠、将来にわたるコスト計算

(予算・決算における政策説明資料の提出)

第10条第3項 議会は、行政事務事業評価について、議会独自の評価を加え公表する。

(議員定数・歳費)

第14条第3項 議員定数・歳費の改正に当たっては、本条例第20条に規定する附属機関で別に条例で定める福島町議会基本条例諮問会議、参考人制度・公聴会制度（地方自治法第115条第2項）等を十分に活用して町民の意見を聴取し、適正な議員定数・歳費の確立を期す。

(議会事務局の体制整備)

第21条 議会は、議会・議員の政策形成・立案機能を高めるため、議会事務局の調査・法務機能を積極的に強化する。事務局職員は、積極的に研修に参加し、日々、自己研鑽に精励する。

2 議長は、事務局体制の強化を図り、事務局職員の人事に当たっては、任命権者として町長と事前に協議する。

(委員会の活動)

第24条第3項 議長は、所管事務調査の委員会報告書を執行者側に説明のうえ手交する。

4 委員会は、第10条第3項に規定する行政事務事業評価を、各議員の評価を経て、所管ごとに行う。

5 行政事務事業評価について必要な事項は、福島町議会行政事務事業評価要綱（平成31年議会要綱第4号）で定める。



次は、2つ目以降の説明をするね。

読むの疲れちゃった？ がんばって読んでね。 ぞすこい!! ぞすこい!!

2つ目の目的は、町民の皆さんが、今までは、議会を見に来て、聞くだけだったけど、もっと議会に加わってもらって、意見を言ってもらうための改正なんだよ

◎ 住民に「傍聴・参加」ではなく、「参画」を促す意識を持って改正

(目的)

第1条 自治と分権の時代にふさわしい地方政府を担う議会・議員の活動の活性化と充実のために必要な、議会運営の基本事項を定めることによつて、「わかりやすく町民が参画する議会」、「しっかりと討議する議会」、「町民が実感できる政策を提言する議会」を主体とした取組を行い、福島町の持続的で豊かなまちづくりの実現に寄与することを目的とする。

(議会の活動原則)

第5条 議会は、町民自治の機関であることを常に自覚し、公開性、公正性、透明性、信頼性を重んじるとともに、町民に開かれた議会、町民参画を不断に推進する議会を目指して活動する。

5 議長は、議案の審議に用いる資料等を傍聴（以下「参画」）者に提供することによって、参画者による審議内容の理解の促進と町民の参画意欲を高める議会運営を行う。

6 議会は、会議を定刻に開催するものとし、会議を休憩する場合には、その理由・再開の時刻を参画者に説明する。

7 参画について必要な事項は、福島町議会参画奨励条例（平成31年条例第11号）で定める。

(町民参画・町民との協働)

第7条第2項 議会は、本会議、常任委員会、議会運営委員会、特別委員会、全員協議会等全ての会議を原則公開するとともに、町民が議会の活動に関心を持ちいつでも参画できるよう運営する。

7 議会は、多くの町民が参画できるよう、平日の夜間、土曜・日曜日に会議を開催するよう努める。

8 議会は、町民の参画と連携を高める方策として、全議員出席のもと、町民と議員との懇談会（議員報告会）を年1回以上開催し、広く町民の意見を聴取して議会活動に反映させる。

◎ 「不当要求行為等を防止する条例」から「政治倫理条例」に拡充するための改正

(議員の政治倫理)

第4条第2項 議員の政治倫理等に関する必要な事項は、福島町議会政治倫理条例（平成31年条例第10号）で定める。

◎ 文書質問関連資料の請求の明記

(文書質問・関連資料の請求)

第12条 議員は、通年議会の制度を活用し、休会中においても主体的・機動的な議員活動に資するため、町長等に対し議長を経由して文書質問を行い、関連資料を請求することができる。

2 前項に関して町長等は、誠実に対応し回答する。

※ 紙面の都合上、改正目的の全てを説明できませんでした。
議会ホームページで議会基本条例をご覧ください。



するめ〜ちゃんに福島町議会参画奨励条例を教えてくださいました。
— 議会参画の手続きは不要、意見を聴く機会を設けます —

以前の傍聴規則は、傍聴者を規制するものだったんだけど、平成21年4月から、もっと議会に来てもらい、もっと議会の話を聞いてもらおうと、規則を全部改正して「福島町議会への参画を奨励する規則」として、住民参加型の議会運営の仕組みづくりをしてきたんだよ。

今回、もっと気軽に議会へ来てもらうことを目指して、参画者の手続きを不要とし、意見を伺う機会を設ける内容を盛り込んだ「福島町議会参画奨励条例」にしたんだよ。

新しくなったところを教えることにするめ〜。

福島町議会参画奨励条例 【全文掲載しています。】

（条例の目的）

第1条 福島町議会基本条例（以下「基本条例」）の理念・原則に基づき、会議は全て公開とし、傍聴（以下「参画」）に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（用語の規定）

第2条 「参画」とは、基本条例の理念・原則に基づき、会議においてその議論等を一方的に聴くだけでなく、議長の許可を受けて討議に参画することを言う。

（参画の奨励）

第3条 議会は、町民自治を基礎とする町民の代表機関であることから、町民参画の大事な場としてとらえ、町民の自主的な参画を促し、積極的に参画者の意見等を聴く機会を設ける。

【参画者の意見等を聴く機会を設けることにしたんだよ。】

（参画席の区分）

第4条 参画席は、一般席・報道関係者席に分ける。

（参画者の定員）

第5条 一般席の定員は30人とし、うち車椅子用の参画席を2人分とする。

（参画の手続）

第6条 参画の手続きは、特に要しない。

【これまで、名前を書いたりしてめんどうだったんだけど気軽に参画できるようにしたよ。】

（議場への入場禁止）

第7条 参画者は、議場に入ることができない。

（参画席に入ることができない者）

第8条 議事を妨害することを疑うに足る顕著な事情が認められる者は、参画席に入ることができない。

（参画者の守るべき事項）

第9条 参画者は静粛を旨とし、議場の秩序を乱し、議場の妨害となるような行為をしないこと。

（係員の指示）

第10条 参画者は、すべて係員の指示に従わなければならない。

（違反に対する措置）

第11条 議長は、参画者がこの条例に違反したとき、速やかに制止し、命令に従わない場合は、退場させることができる。

議会を見に来てね〜

次は、政治倫理条例の制定だよ、どすこい！
— 町民も議員の不正を監視し、審査の請求が可能に —



平成20年7月から「議会議員の不当要求行為を防止する条例」を決めて、議員の倫理意識の向上に努めてきましたが、地方議員の倫理意識の欠如とみられる事件が全国で多発していることから、さらなる倫理意識の向上をめざし、「福島町議会議員政治倫理条例」を制定したんだよ。

これまでの「不当要求行為等を防止する条例」からの拡充部分を説明するね。どすこい！

(町民の責務)

第3条 町民は、主権者として自らも町政を担い、公共の利益を実現する自覚を持ち、議員に対し、その地位による影響力を不正に行使するような働きかけを行ってはならない。

【町民は、議員を利用して行政等に不正な働きかけをしてはダメなんですよ。】

(審査の請求)

第5条 町民、議員は、議員が政治倫理基準に違反する行為をした疑いがあると認められるとき、これを証する資料を添えて、町民にあっては被選挙権を有する者の総数の50分の1以上の者の連署、議員にあっては2人以上の連署をもって、議長に対し政治倫理基準に違反する行為の存否の審査を請求することができる。

【不正な行為をした疑いがあると認められる議員がいたら、町民も議員も議長へ審査の請求ができるよ。】

第6条（審査会の設置）、第7条（審査会の職務・権限）、第8条（対象議員の義務）、第9条（審査結果の報告）、第10条（審査結果の措置）

【第6条から第9条までは、審査の請求があったら、審査会を設置、審議して、議長に報告する一連の流れが書かれている条文ですよ。】

【第10条は、違反していると指摘された議員、議会は、町民の信頼を回復するための措置をとらないとならない規定となっているんですよ。】

※ 紙面の都合上、第6条から第10条までの条文を掲載できませんでした。
議会ホームページで政治倫理条例の全文をご覧ください。

※ 条例が必要な方は、議会事務局（47-2215）までお問い合わせください。



議会会議条例の一部改正の概要

－ わかりやすく町民が参画する議会を目指して －



- 1 改正の理由について
議会会議条例は、本会議、常任委員会等の会議を行うための手続きを定めた条例です。
議会基本条例の改正に併せて、整合性を図るための一部改正を行いました。
- 2 改正の内容について
下記、6項目の視点で改正を行いました。

議会会議条例一部改正の区分別一覧

番号	区 分	改 正 条 項	内 容
1	既に実施していて、会議条例に盛り込むべき事項の追加等	第42・61・82・91・101条	意見交換・討議・討論の追加
2	会議規則と委員会条例を合体し整合性等が図られていない部分を調整	第2・10・23・25・26条	議会（本会議）と規定
		第64条第3項	準用規定の欠如していた条項を追加
		旧第152～156条	本会議の規定を準用するよう圧縮（第152条第2項）（第153条第2項）
3	通年議会移行で、整理しきれなかった部分の調整	第18条	同一会期を同一本会議に修正
		第10・67条	会期中を削除
4	請願提出者の説明機会の確保	第83条	提出者の委員会への出席・説明機会の追加
5	常任委員等の指名	第124条	休会中も議長が指名できることとした
6	住民に「傍聴・参加」ではなく、「参画」を促す意識を持って変更	第134・135条	「傍聴」⇒「参画」

※上記以外の改正の多くは、「表現の変更・文言の整理等」の内容です。

会議条例は、全155条からなる条例のため、紙面の都合上、改正箇所を詳細にお伝えできませんが、町民の皆様に関連するところをお知らせします。

（参画者の討議への参加）

第136条 委員長は、所管事務調査等の充実を図るため、委員間討議の活性化に加え、参画者に討議への参加を積極的に促す。

【議会基本条例に「参画意欲を高める議会運営を行う」と規定し、会議条例で、委員会の議員間討議が終わった後に、参画者の意見を聴くこととしました。】

特集号発行にあたり…

今回の各条例の改正について、紙面では、詳細にお伝えすることは難しいと感じておりますが、今後とも、福島町の豊かなまちづくりのため、議会としてできる限り多くの情報をお伝えし、町民の皆様が、積極的に議会に参画していただき、更なる町民の負託に答える議会となるよう努力してまいります。